

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和元年12月9日（月）  
午後1時～  
場 所 第1委員会室

## 審査内容

- 1 請願第4号 有帆団地市営アパートの給水改善についての請願書
- 2 陳情・要望について

山陽小野田市議会  
議長 小野 泰 様

<請願者> 令和元年11月27日  
山陽小野田市新有帆町21-14-2  
有帆団地自治会 会長 伊藤正人

### 有帆団地市営アパートの給水改善についての請願書

#### <請願理由>

市民生活向上のために日々ご奮闘のことと拝察いたします。  
さて、すでにご案内のように有帆市営団地内に2棟ある市営アパート  
の内、特に3、4階の部屋に引き込まれている上水道の水の出が悪く、  
日常生活に支障をきたしている状態が長期に続いています。

トイレを使うとタンクに水が貯まるのが15～20分もかかるとか、  
風呂に水を入れている間は炊事場が使いえなくなるなど大変不便を感じ  
ている状況です。水道局が管理する上水道であれば水道法により管理  
責任が問われる事態ですが、市営団地の入口までは水道局が責任を持  
つものの、市営団地内の上水道は住宅建築課の所管ということで、「予  
算がない」との理由で改善対策が先延ばしにされて来ました。

40数年前に建設され市営住宅のため、水道管にガス管（鉄管）が  
使用されており内部がサビ等で詰まっている可能性があり、サビ等を  
除去する作業等含めて一日も早く改善のための対策をお願いする次第  
です。

#### <請願項目>

水は日常生活に欠かせない最も大切なライフラインの一つです。  
「予算がない」との理由で長期にわたって入居者に我慢を強いるので  
はなく、一日も早く上水道を改善してください。

以上



有帆団地市営アパートの給水改善についての請願書

<請願者>

令和元年11月27日  
山陽小野田市新有帆町21-14-2  
有帆団地自治会  
会長 伊藤正人 ●

<紹介議員>

山田伸幸 ●



山陽小野田市議会議長

小野 泰 様

「生涯現役社会」を実現する

シルバー人材センターの決意と支援の要望

我が国においては、少子高齢化が進み人口が減少している中で成長力を確保していくために、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっております。

このような中で、シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、「生涯現役社会」の実現を果たす役割を担っており、併せて、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を實行し、地域社会の活性化と医療費や介護給付費の削減に寄与しているところです。

昨年十一月に政府がまとめた「経済政策の方向性に関する中間整理」においても「生涯現役社会の実現に向けて、意欲ある高齢者に働く場を準備するため、(中略)地方自治体を中心とした就労促進の取組やシルバー人材センターの機能強化、求人先とのマッチング機能の強化など、働きやすい環境を整備する」とされており、シルバー人材センター事業の果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものとなっております。

こうした中、シルバー人材センター事業の発展・拡充は、国の施策の実現や地域社会の期待に應えるために喫緊の課題であります。このため、平成三十年から令和六年度までの七年間を期間とする「第二次会員百万人達成計画」の達成に向けた取組みを推進しているところであり、令和二年度までに八十万人、そして、令和六年度には、会員百万人を目指して、会員増加の取組みを一段と強めて参ります。

さらには、シルバー人材センターは「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、国及び地方自治体の施策、地域ニーズに対応し、

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業などの要支援高齢者に対する事業
- ② 放課後児童クラブの担い手などの子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業
- ③ 人手不足の地元企業に向けたシルバー派遣等の事業
- ④ 空き家管理、遊休地を活用した農園事業などの事業

また、労働者派遣又は職業紹介での働き方において、都道府県知事が指定する業種・職種について週四十時間まで就業が可能となった特例措置を有効に活用し、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に貢献するとともに、適正就業ガイドラインを遵守し、地域社会の維持・発展と就業意欲の高い高齢者の受け皿としての役割を果たして参ります。

つきましては、令和二年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、国においては一般会計を財源とする補助金の確保、また、都道府県・市区町村においては国の補助金と同額以上の補助金の確保、さらには、センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

令和 元 年 九 月 三 日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会  
令和 元 年 度 定 時 総 会

公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター



公益社団法人	全国シルバー人材センター事業協会	会長	金子順一
公益社団法人	北海道シルバー人材センター連合会	会長	下村英敏
公益社団法人	青森県シルバー人材センター連合会	会長	波岸正
公益社団法人	岩手県シルバー人材センター連合会	会長	佐々木明敏
公益社団法人	宮城県シルバー人材センター連合会	会長	谷口秀樹
公益社団法人	秋田県シルバー人材センター連合会	会長	小野忠儀
公益社団法人	山形県シルバー人材センター連合会	会長	鹿間康
公益社団法人	福島県シルバー人材センター連合会	会長	川浪廣次
公益社団法人	茨城県シルバー人材センター連合会	会長	綿抜剛
公益財団法人	栃木県シルバー人材センター連合会	理事長	富田哲夫
公益財団法人	群馬県長寿社会づくり財団	理事長	宮下智満
公益財団法人	いきいき埼玉	理事長	永沢映
公益社団法人	千葉県シルバー人材センター連合会	会長	下村精哉
公益財団法人	東京しごと財団	理事長	笹沼正一
公益社団法人	神奈川県シルバー人材センター連合会	理事長	山中森勝
公益社団法人	山梨県シルバー人材センター連合会	会長	角田義一
公益社団法人	新潟県シルバー人材センター連合会	会長	若林孝
公益社団法人	富山県シルバー人材センター連合会	会長	久世浩
公益社団法人	石川県シルバー人材センター連合会	会長	桶川秀志
公益社団法人	福井県シルバー人材センター連合会	会長	高山浩充
公益社団法人	長野県シルバー人材センター連合会	会長	酒井登
公益社団法人	岐阜県シルバー人材センター連合会	会長	浅野壽
公益社団法人	静岡県シルバー人材センター連合会	会長	勝又武利
公益社団法人	愛知県シルバー人材センター連合会	会長	伊藤容子
公益社団法人	三重県シルバー人材センター連合会	会長	安藤定紀
公益社団法人	滋賀県シルバー人材センター連合会	会長	平田正男
公益社団法人	京都府シルバー人材センター連合会	会長	石黒善治
公益社団法人	大阪府シルバー人材センター協議会	会長	高寺壽
公益社団法人	兵庫県シルバー人材センター協議会	会長	高島隆三郎
公益社団法人	奈良県シルバー人材センター協議会	会長	宇田秀子
公益社団法人	和歌山県シルバー人材センター連合会	会長	中田元成
公益社団法人	鳥取県シルバー人材センター連合会	会長	山脇誠
公益社団法人	島根県シルバー人材センター連合会	会長	安達紘二
公益社団法人	岡山県シルバー人材センター連合会	会長	川野豊
公益社団法人	広島県シルバー人材センター連合会	会長	山崎昌弘
公益社団法人	山口県シルバー人材センター連合会	会長	大田良充
公益社団法人	徳島県シルバー人材センター連合会	会長	森本勝
公益社団法人	香川県シルバー人材センター連合会	会長	佐保光有
公益社団法人	愛媛県シルバー人材センター連合会	理事長	佐伯要
公益社団法人	高知県シルバー人材センター連合会	会長	古味勉
公益社団法人	福岡県シルバー人材センター連合会	会長	内田敏夫
公益社団法人	佐賀県シルバー人材センター連合会	会長	山口雅久
公益社団法人	長崎県シルバー人材センター連合会	会長	吉木信一郎
公益社団法人	熊本県シルバー人材センター連合会	会長	西島喜義
公益社団法人	大分県シルバー人材センター連合会	会長	右田芳明
公益社団法人	宮崎県シルバー人材センター連合会	会長	川口喜博
公益社団法人	鹿児島県シルバー人材センター連合会	会長	藤山幸一
公益社団法人	沖縄県シルバー人材センター連合会	会長	翁長盛正

2019年10月16日

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

山口県労働組合総連合  
議長 中野 敏彦

住所：山口県山口市中央4丁目3-3  
電話：083-932-0465

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」  
の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、最も高い東京は時給1013円、本山口県は829円、最低額790円が15県です。これでは毎日フルタイムで働いても月収13万～17万円にしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。

しかも、東京都との差が時間額で223円、山口県では184円に広がった地域間格差によって、地方から都市部へ労働力が流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。いま、全国の多くの自治体が、人口減少に苦しんでいます。それが労働力不足となり、地域経済の疲弊を招いています。地域の衰退を止め、地域経済を再生させるうえで、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、必要不可欠な経済対策です。

また、最低賃金を引き上げるためには、労働者の大多数が働いている中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないように指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。このことにより、地域の中小・零細企業とともにそこで働く労働者の生活改善につながる地域循環型経済で地域経済を活性化させることとなります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第1条は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」と規定しています。最低賃金を大幅に引き上げつつ地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。



【別紙（案）】

地域からの経済好循環の実現に向け  
最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

労働者の4割が非正規雇用化し、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、労働者の時給は20年間で9%も下落している。こうした賃金の下落、消費の低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大が続くなか、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理論的に正しい。

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1013円、山口県では829円、最低額は790円で、これではフルタイムで働いても年収160万～210万円にしかならず、人間らしい暮らしはできない。さらに地域間格差も広がり、山口県と東京都では、同じ仕事をして時給で184円も格差があるため、労働者の都市部への流出を招き、人口減少に拍車をかけている。そのため全国の自治体が、人口減少に苦しんでいる。それが労働力不足となり、中小企業の存続を脅かし、地域経済の疲弊を招いている。さらに自治体の税収が不足し、行政運営にも影響が出始めている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」として最低賃金の引き上げを進めている。しかし、このままでは2010年の雇用戦略対話で「2020年までに全国平均1000円をめざす」とした「政労使三者合意」を先延ばしするだけであり、地域間格差と貧困の解消の問題は放置されている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金の低水準と地域間格差は異常な特徴であり、最低賃金の地域間格差を是正するために、全国一律最低賃金制への改正と金額の大幅な引き上げが求められている。

欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1200円以上、月額約20万円以上は当然であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。それらを保障するために、政府が率先して公正取引ルールを整備し、大規模な中小企業支援策を実施して最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、下請二法の抜本改正や公正取引ルールの確立、中小企業への具体的な使いやすしい支援策を拡充しながら、最低賃金を大きく引き上げる必要がある。誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げ、そして1500円をめざすこと。
- 2、政府は、最低賃金法を改正し、「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 3、政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年 月 日

山陽小野田市議会 議長 小野 泰

内閣総理大臣 宛  
厚生労働大臣 宛  
中央最低賃金審議会会長 宛

## 山口県最低生計費試算調査の結果について

—若者が人並みの暮らしをするためには、少なくとも時給 1,600 円程度が必要—

2019 年 5 月 27 日

山口県労働組合総連合

○山口県をはさんでいる 2 県の最低賃金は広島県=844 円、福岡県=814 円となっており、山口県の 802 円よりも高くなっている。それでは、山口県では生活費が安いのかというと、決してそのような実感はない。

○今回、山口県労働組合総連合（県労連）では、初めて山口県で労働者があたりまえの暮らしを送るために必要な費用を科学的データにもとづいて明らかにした。

○具体的には、主に県労連に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」および持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」を実施し、その結果を精査し生活に必要な費用をひとつひとつ丁寧に積み上げていく「マーケット・バスケット方式」によって最低生計費を算定した。

○この調査には、2029 名が回答をしている（回収率約 20%）。今回は、そのうち 10 代～30 代の実際に一人暮らしをしている 167 人分のデータを分析した結果を報告するものである。

○山口市内で若者が人並みの暮らしをするためには、男性=月額 241,740 円、女性=月額 242,762 円（ともに税・社会保険料込み）が必要である。これは年額に換算すると約 290 万円となる。ちなみに、昨年福岡市でも同様の調査結果が公表されたが、男性=月額 227,536 円、女性=月額 236,621 円であった（ともに税・社会保険料込み）。

○この生計費で想定した「人並み（あたりまえ）の暮らし」の内容は、以下のようなものである。

- ・山口市大内地区の 25 m<sup>2</sup> の 1K のマンション・アパートに住み、家賃は 33,000 円（共益費込み）。中古の軽自動車を所有し、通勤や買い物、レジャーに使用している。
- ・冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、量販店で最低価格帯のものでそろえた。
- ・1 か月の食費は、男性=約 37,000 円、女性=約 29,000 円。朝晩は家でしっかりと食べ、昼食は、男性はコンビニなどでお弁当を買い（1 食あたり 400 円）、女性は昼食代を節約するために月の 2/5 は弁当を持参。そのほか、月に 2 回、同僚や友人と飲み会・ランチに行っている（1 回当たりの費用は 3,000 円）。
- ・衣服については、仕事では男性は主に背広 2 着（18,000 円）を、女性はジャケット 2 着（15,000 円）を、それぞれ 4 年間着回している。
- ・休日は家で休養していることが多い。帰省なども含めて 1 泊以上の旅行は年に 2 回で、1 回当たりの費用は 3 万円。月に 4 回は、恋人や友人と遊んだり、映画・ショッピングに行ったりして、オフを楽しんでいる（1 回 2,000 円で月に 8,000 円）。

○試算の月額を、賃金収入で得るとすると、時給換算で男性=1,391 円、女性=1,398 円（中央最低賃金審議会で用いる労働時間=月 173.8 時間で除した）。さらに、一般の労働者の所定内労働時間に近い 150 時間で時給換算すると、男性で 1,612 円、女性で 1,618 円となる。

以上

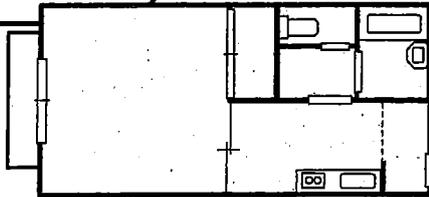
# 県内で初試算

## 若者が人並みに生活するために必要な賃金は？

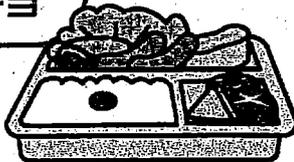


### 25歳男性で月に24万円は必要

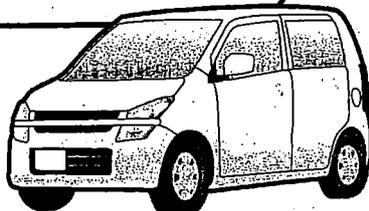
山口市大内・1K(8畳)



平日昼食:400円の弁当



7年落ち、5~7万kmの軽自動車



家賃・共益費 3万3000円

食費 3万6886円

被服・履物 6371円

車・維持費 2万101円

税・社保料 4万9467円

⋮

月額 24万1740円

# 人間らしい生活のためには 1600 円は必要

人間らしい生活と両立させるには  
(月 150 時間)

フルタイムで祝・祭日関係なく働いても  
(月 173.8 時間)

必要な  
時給

男性:1612 円  
女性:1618 円

必要な  
時給

男性:1391 円  
女性:1397 円

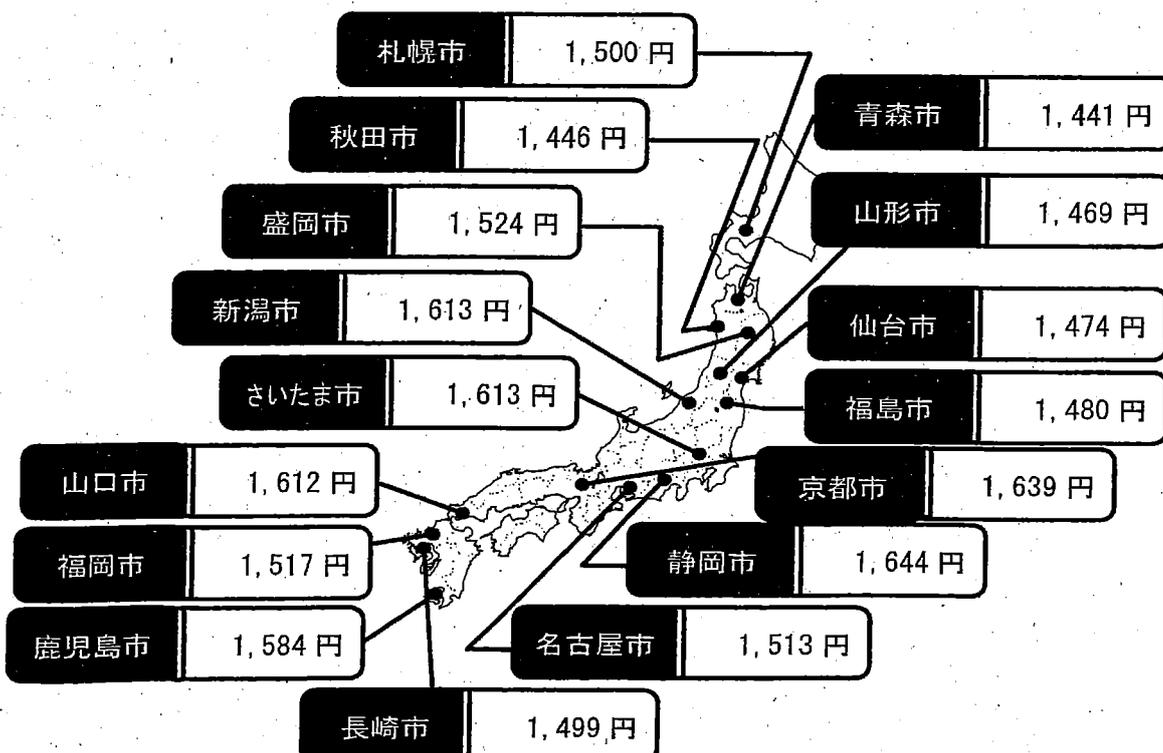
時間あたり 800 円以上不足

時間あたり 600 円近く不足

山口県の最賃額

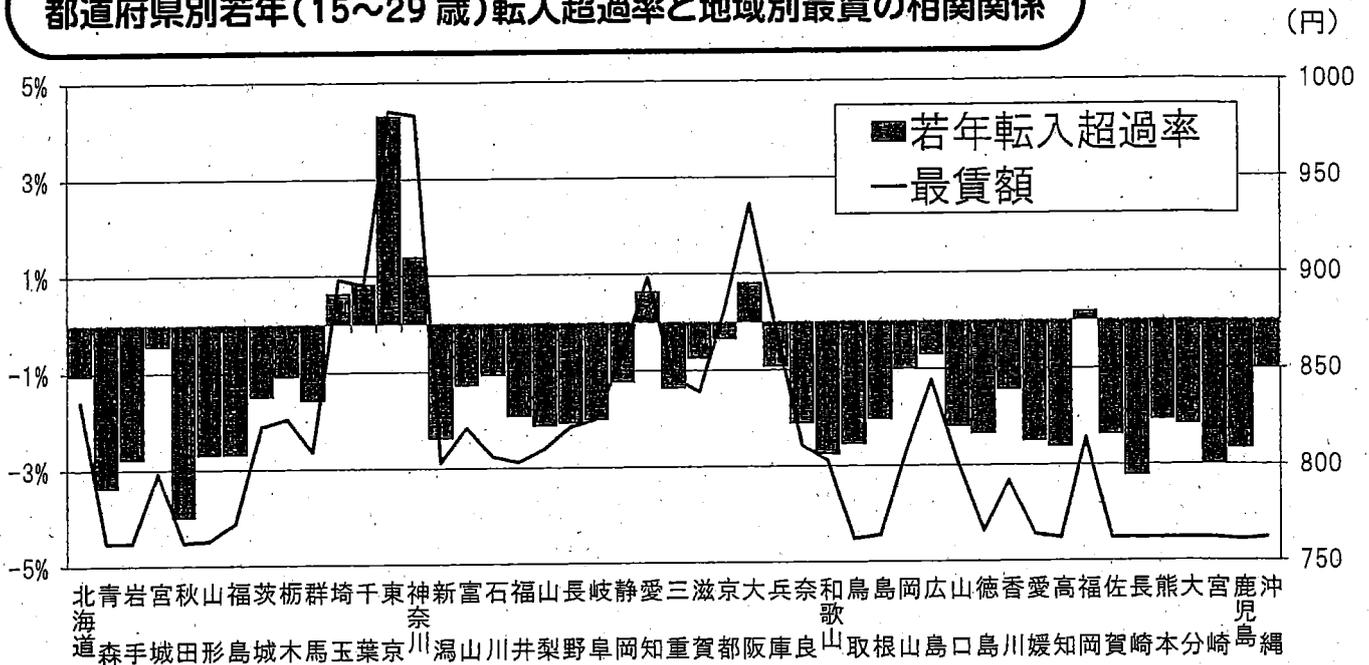
802 円

## 全国どこでも変わらない生計費 (男性・月 150 時間労働)



# 最賃の格差が地方の衰退につながる

都道府県別若年(15~29歳)転入超過率と地域別最賃の相関関係



資料：総務省統計局「平成30年住民基本台帳人口移動報告」、「平成30年10月1日現在人口推計」月1日現在)よりプロジェクトチーム作成。

# 山口県最低生計費試算調査結果報告書

## 山口市在住若年単身世帯（25歳男性および25歳女性）

2019年5月27日

山口県労働組合総連合・山口県労連非正規部会  
山口県公務・公共業務労働組合共闘会議  
監修：中澤秀一（静岡県立大学准教授）

### はじめに

2018年10月に発効した最低賃金は、全国加重平均で26円引き上げられて、加重平均額874円となった。前年度に引き続いての過去最高の上昇幅となった背景には、安倍政権の掲げる「全国（加重）平均で最低賃金1,000円」という目標があり、この目標に向かって歩みは遅いけれども年々上昇しているところである。しかしながら、この目標自体が果たして適正な目標だと言えるのか、甚だ疑問である。なぜなら、仮に加重平均で1,000円を達成したとしても、1,000円を上回るのはおそらく7都府県ほどに過ぎず、依然として40の道県は1,000円には満たない状態にあり、さらに時給1,000円という金額も1日8時間・週40時間労働では月額17～18万円程度で、税・社会保険料の控除を考えればとても普通に暮らせる水準ではないからである。

1976年にスタートした都道府県別にAランクからDランクまでに設定されている地域別最低賃金は、「大都市は地方より物価が高い」という“常識”がその根拠のひとつとなっている。しかし、これまでに全国各地で実施されてきた最低生計費試算調査の結果は、この“常識”を否定する。同調査からは、現行の最低賃金額では「健康で文化的な生活を送ることが到底難しいこと」、さらに「最低生計費は全国どこでもそれほど差がないこと」という結論が導き出されている。これらの調査結果は、最低賃金制度を「全国一律」かつ「時給換算で1,500円」にしなければならないことの根拠（エビデンス）となり、各方面の運動で活かされているところである。

今回、山口県において最低生計費試算調査を実施したのも、まずは①最低賃金額の引き上げと全国一律制度への改正の強い根拠を示すことが、大きな目的である。ただ、これだけに止まらず、②春闘の賃金討議の素材（特に各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにできる）を示す、③公契約運動推進における賃金設定の基礎となる考え方を示す、④人事院の「標準生計費」に対する批判の根拠を示す、⑤賃金と社会保障の関係を考える手がかりを示す等、さまざまな成果も期待されている。

「山口県における健康で文化的な暮らしを送るための費用」をより明確な数字で提示することで、貧困と格差の拡大や、地方経済の衰退などの諸問題解決の出発点としていきたい。本報告書は、山口県最低生計費試算調査の第1弾として、若年単身世帯の結果を報告するものである。

### 1. 調査の概要

若年単身世帯や子育て世帯、高齢者世帯など、様々な世帯類型ごとに「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための費用（＝最低生計費）を試算している。試算における基礎資料とするために今回実施された調査は、以下の3つの調査である。

①**生活実態調査**：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。

②**手持ち財調査**：対象者が生活に必要なものとして何を持っているか、すべて記入してもらい、とくに価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料とした。

③**価格（市場）調査**：実際の対象市（山口市）における価格調査を実施した。

これらの3調査に統計資料などを利用した食費、住居関係費、（子育て世帯の）教育費などの試算結果を組み合わせて、最低生計費の試算を行っている。

今回は、その第1弾として若年単身世帯（モデル設定＝25歳単身世帯）の結果を公表する。2018年11月からアンケート票の配布開始（約10000部）。このうち**2,029部を回収**（回収率＝約20%）。なお、このうち、**若年単身世帯（20歳未満＋20歳代＋30歳代）の回答数は167部**であった。

#### ○調査方法

◆対象：山口県内で暮らす住民

◆調査方法：留置き調査

◆調査期間：2018年11月～2019年3月

## 2. 生活実態調査の結果の概要

※別添資料Aを参照のこと

## 3. 算定の対象となるモデルと地域

### （1）対象モデル：月額賃金20万円、一時金・年40万円、年収280万円

最低賃金の引上げ要求運動につなげるため、若年単身世帯を第一に分析することとした。具体的には、「年齢は25歳で、大学卒業後就職し、勤続年数が3年である労働者を想定」した。<sup>1</sup>

ちなみに、山口市職員の大学卒業者の初任給は、18万7,200円である。一時金は4.45月分（83万3,040円）であり、年収にすると307万9,440円となっている。また、毎月きまって支給する所定内給与額（一般労働者、山口県、産業・企業規模計）は、25～29歳で男性23万3,300円、女性21万400円（「平成30年賃金構造基本統計調査」より）となっている。これらのことを踏まえて、**月額賃金が20万円、一時金が年40万円**で**年収280万円**の対象モデルを設定した。生活実態調査の結果では、若年単身世帯で月額賃金については「20～25万円未満」の割合が最も高く（32.3%）、世帯年収については「300～350万円未満」の割合が最も高かった（24.6%）。なお、今回の試算結果は2018年12月時点を想定している。

### （2）居住地域：山口市大内地区

はじめに、「山口県市町、年齢（5歳階級）別人口（総数）」（山口県庁統計分析課）によれば、山口市は、2018年10月1日現在の20代人口が20,152人で、下関市（21,021人）について県内2番目。20代人口の割合では10.3%で県内1番目である。また、今回集計した若年単身世帯のデータも、山口・防府地域の割合が28.7%と最も高かった。これらのことから**山口市在住**を想定した。

次に、山口市の中でも、「住民基本台帳による年齢別人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）」（山

<sup>1</sup> 正規労働者とは限定していないので、企業から住宅費や交通費が支給されるとは限らない。

口市役所)によれば、2019年3月31日現在の山口市内の各地区別推計人口の上位と当該地区での20代人口の割合は、小郡地区(2,486人、9.7%)、平川地区(2,450人、15.1%)、大内地区(2,191人、9.4%)となっている。この中から、学生が多い平川地区と家賃相場が高く若年単身者が生活するのに不向きな小郡地区を除き、山口市や防府市にも通勤が便利な**大内地区**を想定することとした。

## 4. 算定の方法

今回の最低生計費試算調査を含めて2015年から2017年までに全国12道県で実施している諸調査は、佛光大学の金澤誠一氏の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」(2008年4月～6月実施、2,039ケース集約。)および「東北地方最低生計費試算調査」(2009年5月～6月実施、1615ケース集約)、「愛知県最低生計費試算調査」(2010年5月～6月実施、518ケース集約)などの調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲している。<sup>2</sup>調査方法を大幅に変えてしまうと、従前の調査との比較が困難となり、労働運動がかねてより求めている全国一律最低賃金の実現に結びつかなくなるからである。

「持ち物財調査」において空欄があまりに多いなど、データとして有用ではない。そこで、以下の①または②に該当する回答者の「持ち物財調査」の結果については、集計から除外した。

- ①「家事雑貨類」のうち「茶碗類」、「洋皿類」、「和皿類」、「グラス類」、「スプーン・ナイフ類」の単純合計が10未満の場合(ただし、単身世帯については10未満でも有用と判断した)。
- ②「被服・履物」の単純合計が10未満の場合。

なお、「生活実態調査」については、各項目の「無回答者」数は少なく、そのような処理は必要ないと判断し、除外せず集計した。

この基準を適用した結果、「持ち物財調査」については154ケースの有用なデータを用いて分析した。

「持ち物財調査」にもとづいて、原則7割以上の所持率の物を「最低限度の生活」のために必要な物と判断し、「価格調査」を行った。「持ち物財調査」、「価格調査」をもとに、一般労働者の生活を反映させるために、青年労働組合員を中心に計3回の「合意形成会議」を行い、合意価格を決定した。なお、所持数(消費数)については平均所持数(消費数)を基礎として「合意形成会議」で決定している。

もっとも、所持率が7割を下回るものについても、多くの世帯で必需品になっている可能性が高いと思われる品目については、「最低限度の生活」に必要な物と判断した。例えば、「電気ポット」は単独での所有率は68.6%であったが、「やかん」(所持率47.1%)を合わせると所有率は10割に達している。よって、「最低限度の生活」を送るにあたって、お湯を沸かす何らかのものが必要であると判断して、所持率の高い「電気ポット」を所有させることにした。このように“合わせ技”で所有させたものがいくつかある。

また、男女別で所持率が大きく異なるなど、男女別で集計したほうが適当と思われる品目については、男女別で集計している。

品目や合意価格については、別添資料B「山口県最低生計費試算(若年単身世帯)のための価格調査票

<sup>2</sup> 監修者は今回の調査以外に、「新潟県最低生計費試算調査」(2015年)、「静岡県最低生計費試算調査」(2015年)、「愛知県最低生計費試算調査」(2015年)、「北海道最低生計費試算調査」(2016年)、「東北地方最低生計費試算調査」(2016年)、「埼玉県最低生計費試算調査」(2016年)、「福岡県最低生計費試算調査」(2017年)等の監修にもあたっている。

(19年4月・税込)」を参照のこと。

使用年数については、国税庁「減価償却資産の使用年数等に関する政令」およびクリーニング事故賠償問題協議会「クリーニング事故賠償基準」を参考にした。

## 5. 最低生計費の試算

### (1) 食費の算定：男性 36,886 円、女性 29,181 円

まず、朝食や夕食については、従前に実施された諸調査から「家で一人で食べる」が若年単身者では多数派だったので、今回の山口県でも同様に**朝食及び夕食は基本的に家で食べるもの**とした。

昼食についての実態調査の結果は、「弁当やパンなどを買って職場で食べる」が 39.5%で最も多く、次いで「家から弁当持参」の 32.3%であった。また、男女別にみても、男性は「弁当やパンなどを買って職場で食べる」が 51.1%と多数派を占め、次いで「家から弁当持参」が 23.3%であったのに対して、女性は「家から弁当持参」が多数派で 43.4%であり、「弁当やパンなどを買って職場で食べる」が 26.3%であった。ここから昼食は、**男性について、コンビニなどで「弁当やパンを買う」ものとし、女性は月の 12 日間は「家から弁当」を持参し、残りの 8 日間はコンビニなどで「弁当やパンを買う」ものとした。**なお、「弁当やパンを買う」費用については、コンビニの弁当は 500 円以上が一般的であるもののパンのみの人やスーパーなどで弁当を買う人もいることから、調査結果の平均額=482 円よりもやや低い**400 円**と設定した。

プライベートで休日にお酒、お茶、会食をする回数は、実態調査では、最も多いのが「月 1~2 回程度」で 46.1%、次いで「月 3~4 回程度」の 22.8%、「ほとんどない」の 18.0%と続いていた。また、男女別にみても、男性は「月 1~2 回程度」=46.7%、「月 3~4 回程度」の 21.1%、「ほとんどない」の 18.9%と続くのに対して、女性は「月 1~2 回程度」=46.1%、「月 3~4 回程度」の 23.7%、「ほとんどない」の 17.1%と、ほとんど差は見られなかった。これらの結果を踏まえて、**飲み会や会食については、男性、女性とも月 2 回**とした。その費用の平均額は 4,597 円であったが、全体の分布状況から判断して**1 回 3,000 円**とした。

このような生活実態をもとに、食費については、2018 年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第 1 五分位階層の 100g 当たりの消費単価を 4 つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「2018 年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および 100 グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については、100k カロリー当たりの価格で算出）。

次に、女子栄養大学出版部『食品成分表 2018 資料編』にもとづき、1 日当たりの必要なカロリーを 25 歳男性で 1 日当たり 2,650k カロリー、25 歳女性で 1 日当たり 1,950k カロリーとした。また、「4 つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成 (1 人 1 日当たりの重量=g)」(香川芳子：女子栄養大学教授案)にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試案にもとづきエネルギー必要量の 1 割は嗜好品でまかなうようにした。なお、家での食事の場合、**食べ残しの廃棄率を 5%**と想定している。

表 1 は、4 つの食品群別に 100g 当たりの消費単価をまとめたものである。消費単価については、「2018 年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および 100 グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた。なお、嗜好品 (飲料・酒類) は 100k カロリー当たりの金額である。

表1 4つの食品群別にみた、100gあたりの消費単価

第1群		第2群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品
24.85 円	26.09 円	151.38 円	19.06 円

第3群			第4群		
野菜・海藻	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂
39.97 円	26.57 円	43.46 円	45.28 円	25.28 円	44.35 円

嗜好品（飲料・酒類）
100kカロリーあたり
74.93 円

① 25歳男性 1日当たり2,650kカロリー（30日=79,500kカロリー）

表2においては、25歳男性にとって1日に必要な熱量2,650kカロリーのうちの95%（=2517.5kカロリー）の熱量を摂取し、必要とされる栄養を満たす各品目の必要量から、かかる金額を計算した。その金額は765.1円であることがわかる。

表2 25歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	300 g	必要量	140 g
金額	74.55 円	金額	211.94 円
卵		豆・豆製品	
必要量	50 g	必要量	80 g
金額	13.05 円	金額	15.25 円
第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	400 g
金額	139.89 円	金額	181.11 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	26.57 円	金額	2.53 円
果物		油脂	
必要量	200 g	必要量	30 g
金額	86.93 円	金額	13.30 円

合計金額 765.1 円

(参考)：香川明夫監修『食品成分表 2018 資料編』(女子栄養大学出版社、2018 年)、p76。

(注) 推定エネルギー必要量の 95% で構成

1 日の必要熱量の 90% を満たすように換算し、それに嗜好品 (必要熱量の 10%) を加えた金額は、923.39 円となる。

	2,385 k カロリー	724.83 円
嗜好品	265 k カロリー	198.56 円
合計		923.39 円

昼食 (購買分、月 20 日勤務で休日の昼食は「家での食事」に含まれる) や会食については、以下の通り算定した。

・コンビニ弁当	1 食	730k カロリー	400 円
	1 か月 20 食	14,600k カロリー	計 8,000 円

・会食 (チキンチキンごぼう、刺身、鶏から揚げ、海鮮太巻き、ビール中ジョッキ×2)			
		130k カロリー+220k カロリー+400k カロリー+104k カロリー+160k カロリー×2=1,174k カロリー	
	月 2 回	2,348k カロリー	計 6,000 円

以上をもとに、1 か月に必要な 79,500k カロリーを家での食事 (嗜好品含む) で摂取するためには、昼食と会食での摂取カロリーを控除した 62,552k カロリーが必要となる。家での食事における廃棄分を考慮すれば、**25 歳男性の 1 か月の食費は 36,886 円**となる。

家での食事		62,552 k カロリー	21,796 円
昼食 (購買分)	79,500 k カロリー	14,600 k カロリー	8,000 円
会食		2,348 k カロリー	6,000 円
廃棄分 (5%)		3,128 k カロリー	1,090 円
合計		82,628 k カロリー	36,886 円

## ② 25 歳女性 1 日当たり 1,950k カロリー (30 日=58,500k カロリー)

女性についても同様の計算を行う。

表 3 においては、25 歳女性にとって 1 日に必要な熱量 1,950k カロリーのうちの 95% (=1852.5k カロリー) の熱量を摂取し、必要とされる栄養を満たす各品目の必要量から、かかる金額を計算した。その金額は 624.3 円であることがわかる。

表 3 25 歳、女性、身体活動レベル II、4 つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	250 g	必要量	100 g

金額	62.13 円	金額	151.38 円
卵		豆・豆製品	
必要量	50 g	必要量	80 g
金額	13.05 円	金額	15.25 円
第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	260 g
金額	139.89 円	金額	117.72 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	26.57 円	金額	2.53 円
果物		油脂	
必要量	200 g	必要量	20 g
金額	86.93 円	金額	8.87 円
合計金額 624.3 円			

(参考) (注) とともに表2と同じ。

1日の必要熱量の90%を満たすように換算し、それに嗜好品(必要熱量の10%)を加えた金額は、737.55円となる。

	1,755 kカロリー	591.44 円
嗜好品	195 kカロリー	146.11 円
合計		737.55 円

昼食(購買分、月20日勤務で弁当を持参した日や休日の昼食は「家での食事」に含まれる)や会食については、男性の場合と同様に算定した。

・コンビニ弁当	1食	730k カロリー	400 円
	1か月8食	5,840k カロリー	計3,200 円

・会食	月2回	2,348k カロリー	計6,000 円
-----	-----	-------------	----------

以上をもとに、1か月に必要な58,500kカロリーを家での食事(嗜好品含む)で摂取するためには、昼食と会食での摂取カロリーを控除した50,312kカロリーが必要となる。家での食事における廃棄分を考慮すれば、**25歳女性の1か月の食費は29,181円**となる。

家での食事		50,312 kカロリー	19,030 円
昼食(購買分)	58,500 kカロリー	5,840 kカロリー	3,200 円
会食		2,348 kカロリー	6,000 円
廃棄分(5%)		2,516 kカロリー	951 円
合計		61,016 kカロリー	29,181 円

## (2) 住居費の算定：家賃 30,000 円、共益費 3,000 円

住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」(平成 28 年度から平成 37 年度)による「最低居住面積水準」にもとづき、単身世帯 25 m<sup>2</sup>に設定し、「最低限度の生活」として最低価格帯(下から 3 割程度の物件)の物件を採用することにした。

生活実態調査では、若年単身者が賃貸している物件の家賃は 5 万円前後に集中していた(最高が 70,000 円、最低が 7,000 円、平均=45,742 円)。これらを参考にしながら、山口市大内地区での民間賃貸アパートについてインターネットを用いて市場調査を行った。

市場調査の結果、山口市大内地区の単身用住宅として、25 m<sup>2</sup>の民間賃貸アパート・マンション(間取り 1DK or 1K)では、108 物件中、最低で 21,000 円、最高が 43,500 円、平均は 33,000 円であった。これらの事実から、**家賃は探しやすい物件のなかでの最低額=30,000 円**とした。

また、共益費については、必要な物件と必要ではない物件があるが、生活実態調査では、家賃について回答した人が 149 人であったのに対して、共益費について回答した人は 71 人と約半数の人が回答している。その平均は 3,345 円であった。最近では、家庭ごみの回収などアパート・マンション独自のごみ置き場を設置し、その費用などを含めて共益費を必要とする物件も比較的多いため、**共益費は必要と判断し、その価格は 3,000 円**とした。なお、上記物件の共益費も 3,000 円であった。

更新料についても、必要な物件と必要ではない物件がある。生活実態調査では、3 分の 2 が無回答であった。このことから、更新料はないものとした。

## (3) 水道・光熱費の算定：男性 7,245 円、女性 11,446 円

水道・光熱費については、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の単身世帯のうち、勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出(30 歳未満)、中国地方の平均」をもとに、物価上昇率を加味して判断した。

2018 年 12 月時点での水道・光熱費の物価上昇率は、2014(平成 26)年に比べ 3.1%増であることから、**男性は 7,027 円×1.031≒7,245 円、女性は 11,102 円×1.031≒11,446 円**とした。

## (4) 家具・家事用品の算定：男性 4,168 円、女性 4,125 円

### a) 家庭用耐久財：924 円

「電気ポット」については、所持率が 7 割以下であるが、前述のように「やかん」(所持率 47.1%)を合わせると所有率は 10 割に達している。よって、「最低限度の生活」を送るにあたって、お湯を沸かす何らかのものが必要であると判断して、所持率の高い「電気ポット」を所有させることにした。一方で「トースター」は所持率が低く、集計から除外した。

なお、各品目の月価格の合計金額と小計の金額は、端数処理のため必ずしも一致しない。以下同様。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
電子・ガスレンジ	98.0%	4930	1	6	68
自動炊飯器	92.2%	4000	1	6	56
電気冷蔵庫	99.3%	27000	1	6	375
電気掃除機	92.8%	8800	1	6	122

電気洗濯機	98.7%	20000	1	6	278
電気ポット	68.6%	1800	1	6	25
トースター	47.1%	—	—	—	—
小計					924

**b) 冷暖房用機器：139円**

暖房器具は、どの品目も所持率が7割に達しなかったが、合計すると87.6%の人が何らかの暖房器具を所有していた。そこで、部屋に備え付けのエアコンだけでなく暖房器具を所有していると判断し、所持率が高く、夏季でも「座り机(ちゃぶ台)」として活用できる「こたつ」を所有させることとした。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
電気こたつ	43.8%	9980	1	6	139
石油ストーブ	9.8%	—	—	—	—
ガスストーブ	0.7%	—	—	—	—
ファンヒーター	16.3%	—	—	—	—
ホットカーペット	17.0%	—	—	—	—
小計					139

**c) 居間・寝室用家具：171円**

「シングルベッド」については、所持率が約7割であったため所有していると判断した。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
シングルベッド(パイプベッド)	68.0%	10000	1	8	104
カラーボックス(ラック)	73.2%	1200	2	3	67
小計					171

**d) 応接・書斎用家具：0円**

「座り机(ちゃぶ台)」については、前述のように「こたつ」を流用することとした。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
座り机(ちゃぶ台)	66.7%	「電気こたつ」を流用			
腰掛机・学習机(椅子含む)	38.6%	—	—	—	—
小計					0

**e) 室内装飾品：203円**

「照明器具(蛍光灯の傘)」、「カーペット」については、所持率が約7割であったため所有していると判断した。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
照明器具(蛍光灯の傘)	67.3%	4000	1	8	42
カーペット	65.4%	3000	1	5	50

カーテン	97.4%	2000	2	3	111
掛(柱)時計	37.9%	—	—	—	—
目覚まし時計	56.2%	—	—	—	—
小計					203

d) 寝具類：493円

寝具類については、布団セット(掛・敷布団、まくら、シーツ、ふとんカバー、まくらカバーの6点セット)として「敷布団」に計上した。また、「シーツ」、「ふとんカバー」、「まくらカバー」を買い足したと判断した。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
敷布団(布団セットとして)	89.5%	9900	1	4	206
シーツ	92.2%	925	1	2	39
ふとんカバー	92.2%	925	1	2	39
まくらカバー	92.8%	370	1	2	15
タオルケット	77.1%	1000	2	2	83
毛布	92.2%	2000	2	3	111
掛け布団	96.7%	〈布団セット〉に含む			
まくら	98.0%	〈布団セット〉に含む			
小計					493

e) 家事雑貨：男性716円、女性733円

「なべ」、「フライパン」についてはなべ・フライパンセットとして「なべ」に計上した。また、前述のように「やかん」については「電気ポット」として計上している。

「米びつ」は所持率が高いが、聞き取り調査では「袋のまま保管している」、「空のペットボトルに入れている」との意見が聞かれたため計上していない。「懐中電灯」についても「スマートフォンのライトで代用する」ため、計上しないこととした。

また、男女別で所持率、所持数とも大きな差異はなかったため基本的に男女別での集計は行っていないが、「弁当箱(ランチジャー)」については、女性にのみ所有させることにした。このことは、昼食についての実態調査にも符合する。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
ごはん茶わん	93.5%	108	2	2	9
どんぶり	89.5%	108	2	2	9
マグカップ	90.8%	108	3	2	14
スープ、ケーキ、果物、グラタン等合わせて	82.4%	108	6	2	27
大きな皿・鉢	69.9%	108	3	2	14
小さな皿・鉢	76.5%	108	4	2	18
コップ	90.2%	108	3	2	14
スプーン	96.7%	108	3	5	5

フォーク	90.2%	108	3	5	5
水筒	81.7%	2000	1	5	33
タッパー	83.7%	108	6	5	11
なべ〈なべ・フライパンセットとして〉	92.8%	3000	2	5	100
水切りかご・ざる	75.2%	108	2	4	5
ボール	90.2%	108	2	4	5
包丁・ナイフ	96.7%	3000	1	5	50
まな板	94.8%	1000	1	5	17
スポンジ	98.0%	108	2	1	18
はし・菜ばし	95.4%	108	4	5	7
しゃもじ	93.5%	108	1	5	2
ふきん	90.2%	108	3	1	27
フライ返し	83.0%	108	1	5	2
物干しざお	83.0%	1500	1	5	25
くずかご	80.4%	108	2	5	4
洗濯用バケツ・かご	83.0%	500	1	5	8
タオル	97.4%	108	11	1	99
バスタオル	90.8%	300	4	1	100
電球	75.2%	199	3	3	17
蛍光灯	68.0%	1500	1	3	42
ドライバー	80.4%	1000	1	15	6
バスマット	90.2%	300	2	2	25
洗面器	78.4%	108	1	5	2
弁当箱(ランチジャー)：男性	45.0%	—	—	—	—
弁当箱(ランチジャー)：女性	81.9%	998	1	5	17
フライパン	96.1%	〈なべ・フライパンセット〉に含む			
やかん	47.1%	「電気ポット」として計上			
コーヒーカップ	61.4%	—	—	—	—
ナイフ	48.4%	—	—	—	—
米びつ	62.1%	—	—	—	—
洗いおけ	27.5%	—	—	—	—
たわし	44.4%	—	—	—	—
ポリバケツ	43.1%	—	—	—	—
玄関マット	41.8%	—	—	—	—
懐中電灯	60.1%	—	—	—	—
電球	75.2%	—	—	—	—
蛍光灯	68.0%	—	—	—	—

小計	716 (男) 733 (女)
----	--------------------------

f) 家事用消耗品：男性 1,522 円、女性 1,462 円

家事用消耗品については、1 か月あたりの使用量に男女間の差があったので、別に集計した。

「住宅用洗剤」については、風呂用洗剤など多種の品目があり、何らかのものは保有していると判断し、計上した。

品目	所持率	合意価格	月使用量		月価格	
			男性	女性	男性	女性
ポリ袋 (枚)	89.5%	18	8	8	144	144
ラップ (本)	88.9%	200	1	1	200	200
ティッシュペーパー (箱)	96.7%	60	3	2	180	120
トイレトペーパー (ロール)	96.7%	50	4	4	200	200
台所洗剤 (本)	94.1%	250	1	1	250	250
トイレ用洗剤 (本)	85.6%	200	0.25	0.25	50	50
住宅用洗剤 (本)	54.9%	200	1	1	200	200
洗濯洗剤 (本・個)	90.8%	298	1	1	298	298
小計					1522	1462

(5) 被服および履物の算定：男性 6,654 円、女性 5,852 円

a) 被服・履物：男性 6,371 円、女性 5,544 円

被服・履物の数量については個人差が大きい。そこで少ない方から数えて合計 3 割の人が保有する数を算定基準とした。なお、※がついた品目については、人前に出ても恥ずかしくないものを着用していると考えて、最多・標準価格を基礎に算定した。

その性質上、男女別で集計している。

まず、男性について「オーバーコート」は 7 割近くが所有しており、何らかのコートを所有していると判断し、計上した。

続いて、女性について「スラックス」、「ジャンパー」は所有率が比較的低い、名称が多様であり、それぞれに類するものは所有していると判断し、計上することとした。また、「スラックス」については、ジーンズやチノパンなどが品目から抜けていたため、それらを代表させることとして数量を調整した。「マフラー」についても、女性にも必要との意見が聞かれたため、計上している。

被服・履物：男性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
背広※	93.8%	18000	2	4	750
礼服※	70.0%	39000	1	5	650
オーバーコート※	67.5%	15000	1	4	313

ジャケット（替上着）※	81.3%	10500	1	4	219
チノパン・ジーンズ	93.8%	2990	2	4	125
半ズボン	81.3%	1990	2	2	166
パーカー	93.8%	1990	2	2	166
ワイシャツ	95.0%	1500	3	2	188
長袖シャツ	93.8%	1500	3	2	188
半袖シャツ	86.3%	1500	2	2	125
ポロシャツ	86.3%	1990	2	2	166
セーター・カーディガン	77.5%	2990	2	2	249
肌着シャツ（冬）	90.0%	300	3	1	75
肌着シャツ（夏）	93.8%	500	4	1	167
Tシャツ	93.8%	1000	4	2	167
ジャージ	93.8%	7188	2	2	599
トレーナー	73.8%	1990	2	2	166
パンツ	96.3%	300	5	1	125
サンダル	93.8%	600	1	2	25
靴※	97.5%	10000	2	2	833
運動靴・スニーカー	91.3%	3900	2	2	325
靴下	97.5%	250	6	2	63
手袋	70.0%	990	1	1	83
ネクタイ※	97.5%	1900	4	2	317
マフラー	71.3%	1000	1	2	42
バンド・ベルト	95.0%	1000	2	2	83
ステテコ（ズボン下）	52.5%	—	—	—	—
長靴	28.8%	—	—	—	—
小計					6371

被服・履物：女性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
フォーマルドレス※	73.6%	9800	1	5	163
ワンピース※	73.6%	5000	2	4	208
オーバーコート※	86.1%	10000	2	4	417
ジャケット※	87.5%	15000	2	4	625
スカート	87.5%	3000	4	3	333
スラックス（ジーンズ等含む）	58.3%	2990	4	4	249
ジャンパー（ブルゾン）	63.9%	3000	1	4	63
ブラウス	88.9%	980	3	3	82

Tシャツ・ポロシャツ	93.1%	980	4	2	163
長袖・半袖シャツ	91.7%	980	5	2	204
セーター・カーディガン	91.7%	980	4	2	163
パンツ	94.4%	1200	5	1	500
ブラジャー	94.4%	2500	5	2	521
シャツ（肌着）	86.1%	600	5	1	250
パジャマ（夏）	76.4%	1980	2	2	165
パジャマ（冬）	81.9%	1980	2	2	165
ジャージ	84.7%	980	2	2	82
トレーナー・スエット	87.5%	2000	2	2	167
スリッパ	80.6%	380	1	1	32
サンダル	93.1%	1900	1	2	79
靴・ブーツ※	95.8%	3000	2	2	250
運動靴・スニーカー	98.6%	3000	2	2	250
パンティストッキング	80.6%	160	3	1	40
ソックス	93.1%	300	5	2	63
手袋	75.0%	980	1	1	82
マフラー	—	1000	2	2	83
ベルト	84.7%	1500	1	2	63
エプロン	66.7%	1000	1	1	83
ゆかた	30.6%	—	—	—	—
長靴	43.1%	—	—	—	—
小計					5544

**b) クリーニング代：男性 283 円、女性 308 円**

少なくとも年1回は所有している「背広」、「礼服」、「オーバーコート」（以上男性）、「フォーマルドレス」、「ワンピース」、「オーバーコート」（以上女性）についてクリーニングに出すことを想定した。クリーニング代はインターネットにより山口市大内地区の店舗を調査した。

男性は背広2着（1着720円）、礼服1着（960円）、オーバーコート1着（1,000円）で年間3,400円（1か月あたり283円）、女性はフォーマルドレス1着（700円）、ワンピース2着（1着500円）、オーバーコート2着（1着1,000円）で年間3,700円（1か月あたり308円）の費用がかかるものと算定した。

**(6) 保健医療費の算定：男性 1,091 円、女性 2,345 円**

**a) 保健医療費：男性 1,091 円、女性 2,345 円**

保健医療費については、総務省「平成26年全国消費実態調査」の単身世帯のうち、勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30歳未満）、中国地方の平均」をもとに、物価上昇率を加味して判断した。

2018年12月時点での保健医療費の物価上昇率は、2014（平成26）年に比べ4.5%増であることから、月間で男性は1,044円×1.045≒1,091円、女性は2,244円×1.045≒2,345円とした。

## (7) 交通・通信費の算定：40,417円

### a) 交通費：8,000円

生活実態調査において車の必要性を質問したところ8割以上が「生活の必需品」を回答した。通勤手段では「自家用車」が67.7%と若干低いものの、「自転車」18.0%、「徒歩」12.0%と「自家用車」が圧倒的に多く、「公共交通機関」に至っては0.6%とほとんど通勤手段として利用されていない。車等の用途(2つまでの複数回答)では、「通勤」70.1%に次いで「買い物」61.1%、「ドライブ・娯楽」37.7%となっており、日常生活や余暇を過ごすのにも車が必要であることがわかる。

持ち物財調査においても、所持率は「軽自動車」45.8%、「普通自動車」29.4%、「小型自動車」22.2%となっており、あわせて97.4%の人が自動車を所有している。

そこで、移動手段として「自家用車」が必需品となっていると判断した。

生活実態調査では、1か月に支出するガソリン代の平均は10,286円となっており、聞き取り調査も含めて合意形成会議で議論し、若年層であれば職場近くに居住することが多いことから**1か月のガソリン代を8,000円として交通費に計上することとした。**

### b) 交通用具・諸経費：23,101円

自家用車の種別については、男女間で所持率に差があったが、対象モデルが大学卒業後に就職し3年目であることから、はじめて自分で購入した自家用車であると設定し男女とも「軽自動車」を所有させることとした。

品目	所持率		
	全体	男性	女性
軽自動車	45.8%	28.8%	65.3%
小型自動車	22.2%	33.8%	9.7%
普通自動車	29.4%	36.3%	20.8%
ミニバイク(～125cc)	2.0%	3.8%	0.0%
バイク(125cc以上)	3.3%	6.3%	0.0%
自転車	35.9%	38.8%	33.3%
ヘルメット	9.2%	16.3%	1.4%

具体的な価格の算定にあたっては、7年落ち(2012年式、5～7万km走行)の中古車を購入後6年使用し、車検直前に廃車し手放すことを想定し、6年間にかかる諸経費を合わせて1か月あたりにかかる費用を計算した。なお、消費税については8%で変わらないとしている(2018年12月時点の試算)。

諸経費を計算するにあたって、合意形成会議において聞き取り調査を行い、1か月の走行距離が1,000km(年間走行距離12,000km、6年間での総走行距離72,000km)と設定した。「交通費」としてガソリン代が8,000円と算定したが、燃費が18km/ℓ、ガソリン1ℓの価格が140円とすれば、 $1,000\text{km} \div 18\text{km}/\ell \times 140 = 7,778$ 円であり、この点からも妥当な設定であると思われる。

車両価格については、インターネットで山口県内の中古車を検索した。年式など上記の条件に当てはまったのは10台で、車両価格の最低が46.0万円、最高が93.8万円、平均は67.0万円であった。安い方から3割程度の**車両の価格は57.0万円**であり、合意形成会議において当該車両が初めて自分で購入する

自家用車として適切であると判断した。

任意保険については、対人賠償・無制限、対物賠償・無制限、人身傷害・3,000万円、車両保険・車対車危険限定・免責ゼロ、弁護士特約付帯で13等級、25歳からスタートし、6年間無事故として計算した。

車検については、インターネットで市場価格を調査した。

部品・消耗品の交換費用については、交換時期を設定し、相場価格を調査した。冬用タイヤは、最近の山口市内の状況や大内地区の地理的環境から、必要であると判断し、それに伴い夏用タイヤは6年間で1回しか交換しないこととした。

費 目	合意価格	備考	6年間合計金額	月価格
車両価格（車検基本料込み）	570,000		570,000	7,917
税・保険料（①～⑦）の計			515,950	7,166
①消費税（8%、取得時）	45,600		45,600	—
②取得税（2%、取得時）		7年落ちだとかからない		—
③リサイクル料（取得時）	9,250		9,250	—
④軽自動車税（毎年）	7,200		43,200	—
⑤重量税（1年分）	3,300	2年分6,600円の1/2	19,800	—
⑥自賠責保険料（1年分）	12,670	25か月25,880円、 24か月25,070円×2の年平均	76,020	—
⑦任意保険料（年額）	53,680	6年間の平均金額	322,080	—
整備費用（⑧～⑫）の計			361,354	5,019
⑧車検（2年ごと）	23,000	6年間で2回	46,000	—
⑨上記の消費税（8%）	1,840	同上	3,680	—
⑩印紙代	1,100	同上	2,200	—
⑪部品・消耗品の交換費用		*詳細は下表を参照	286,550	—
⑫上記の消費税（8%）			22,924	—
合 計				20,101

費 目	交換時期	部品代	工賃	交換回数/6年	6年間合計金額
エンジンオイル	10,000 kmごと	3,000	1,000	7	28,000
オイルフィルター	10,000 kmごと	1,500		7	10,500
バッテリー交換	4年間に1回	6,000	1,000	1	7,000
冷却水交換	10万kmごと	3,250	2,100	1	5,350
スパークプラグ	5万kmごと	2,300	4,000	2	12,600
ヘッドライトバルブ	切れたら	2,000	1,000	2	6,000
夏用タイヤ	4万kmごと	14,000		1	14,000
冬用タイヤ	3万kmごと	22,000		2	44,000
冬⇄夏タイヤ交換	年2回		6,000	12	72,000

エアコンフィルター	車検時	5,000	1,500	2	13,000
ファンベルト	5万kmごと	3,000	5,000	2	16,000
ブレーキフルード	車検時	2,000	2,500	2	9,000
フロントブレーキパッド	40,000 kmごと	7,000	5,000	2	24,000
リアブレーキシュー	80,000 kmごと	4,000	9,100	1	13,100
ワイパーブレードラバー	年1回	2,000		6	12,000
合 計					286,550

このほか駐車場代については、「持ち物財調査」で何らかの自家用車（「軽自動車」、「小型自動車」、「普通自動車」）を所有している人は150人であった。「生活実態調査」で駐車場代について回答した人は79人で過半数の人が駐車場代を支払っていることがわかった。平均金額は3,678円、平均駐車箇所数は1.1箇所であった。たしかに、山口市大内地区ではアパート・マンションの家賃に駐車場代が含まれることも多いが、職場での駐車場代の個人負担分などが考えられ、**駐車場代は1箇所、3,000円**かかるものと判断した。

#### c) 通信費：9,316円

通信費については、総務省「平成26年全国消費実態調査」の単身世帯のうち、勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30歳未満）、中国地方の平均」によると、男女の加重平均額は9,704円であった。

2018年12月時点での通信費の物価上昇率は、2014（平成26）年に比べ4.0%減であることから、月間で9,704円×0.96=9,316円とした。

#### (8) 教育費の算定：0円

教育費については、若年単身世帯のため、今回は算定に含めない。

#### (9) 教養娯楽費の算定：男性25,749円、女性24,891円

##### a) 教養娯楽耐久財：2,465円

DVDプレイヤーなどの機器は多様化しており、把握が難しい面があった。そこでテレビ録画用として外付けのハードディスクをもたせることとした。

パソコンについてはノートとデスクトップを合わせれば所持率は8割を超えているため、「パソコン（ノート）」を所持させることとした。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
カラーテレビ	93.5%	26800	1	5	447
テレビ録画用HDD	—	9480	1	4	198
パソコン(ノート)	64.7%	79800	1	4	1663
ラジオ	13.7%	—	—	—	—
DVD (BD) プレイヤー	48.4%	—	—	—	—
HDDレコーダー	39.2%	—	—	—	—
携帯音楽プレイヤー	40.5%	—	—	—	—

カメラ・デジカメ	51.0%	—	—	—	—
ビデオカメラ	5.9%	—	—	—	—
プリンター	37.3%	—	—	—	—
パソコン（デスクトップ）	15.7%	「パソコン（ノート）」として計上			
小計					2465

b) 書籍・他の刊行物：0円

「日刊新聞」については、4.6%とほとんど購読されていない。「書籍」についても、最近ではインターネットで情報収集しており、雑誌等も購入しないとの聞き取り調査の結果であったので計上しなかった。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
日刊新聞	4.6%	—	—	—	—
書籍（月購入冊数）	41.8%	—	—	—	—
小計					0

c) 教養娯楽用品：男性 1,024円、女性 166円

水着については男女とも約半数しか所持者がいなかったが、余暇や趣味のための道具として、それらを代表して計上することとした。また、ゲーム機は男性の場合、「テレビゲーム機」、「携帯ゲーム機」を合わせると所持率が9割を超えており、代表して「テレビゲーム機」を所有させることとした。

「USBメモリー」については、所持率7割を若干下回るものの、必需品と判断した。

教養娯楽用品：男性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
水着（男性用）	52.5%	1980	1	2	83
テレビゲーム機	52.5%	24800	1	5	413
ゲームソフト	47.5%	4000	4	3	444
USBメモリー	66.3%	1000	2	2	83
携帯ゲーム機	38.8%	「テレビゲーム機」として計上			
小計					1024

教養娯楽用品：女性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
水着（女性用）	55.6%	1980	1	2	83
USBメモリー	62.5%	1000	2	2	83
テレビゲーム機	19.4%	—	—	—	—
携帯ゲーム機	20.8%	—	—	—	—
ゲームソフト	25.0%	—	—	—	—
小計					166

d) 教養娯楽サービス：日帰り行楽 4,000円、1泊以上の旅行 5,000円、余暇費用 8,000円

教養娯楽サービスについては、生活実態調査の結果から、日帰り行楽の回数、費用、1泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定する。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定した。

日帰り行楽についての生活実態調査の結果は、「0回」28.1%、「1回」26.3%、「2回」25.1%の順番になっており、「月1回」が妥当であると判断した。1回の行楽代については117人が回答し、平均金額は6,927円であったが、分布を見ると3,000円から5,000円台が多かった。このことからドライブや音楽ライブ、福岡・広島などに遊びに行くことを想定し、平均の**日帰り行楽代を4,000円**とした。

1泊以上の旅行についての生活実態調査の結果は、「2回」22.8%、「1回」21.6%、「3回」、「0回」がともに16.2%の順番になっており、「年2回」が妥当であると判断した。1回の旅行代については134人が回答し、平均44,851円であったが、分布を見ると30,000円が多かった。このことから、東京や大阪などに旅行に行くことを考え、1回あたり30,000円とした。**1泊以上の旅行で年間60,000円の支出（1か月あたり5,000円）**となる。

生活実態調査で休日（余暇）の過ごし方を3つまでの複数回答で聞いたところ、「自宅で休養」80.2%、「友人・知人との交際」45.5%、「ショッピング」40.7%、「日帰りの行楽」23.4%、「スポーツなどの体力づくり」19.2%、「その他の趣味」12.0%、「読書」9.6%などと続いた。これらのことから、上記の行楽や旅行を除いて、恋人や友人などと一緒にショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツを楽しむのを週1回（月に4回）とし、その**余暇費用を月8,000円**とした。

**e) NHK受信料：1,260円 インターネット接続料：4,000円**

NHK受信料は教養娯楽費として計上した。このほか、インターネット接続料（ケーブルテレビ契約込み）を計上した。

**(10) 理美容費の算定：男性4,362円、女性7,395円**

**a) 理美容品：男性862円、女性2,895円**

理美容品については、所持している品目や価格も男女間で異なるため、男女別で集計した。なお、「ヘアドライヤー」と「電気カミソリ」以外は消耗品として1か月の消費量を計上している。

男性について、「電気カミソリ」の所持率は7割に満たないが、ひげそり用として持たせることにした（「カミソリ」派は56.3%）。女性については、男性と逆に「電気カミソリ」（シェーバー）ではなく「カミソリ」を持たせることにした。

理美容品：男性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
ヘアドライヤー	81.3%	1282	1	6	18
電気カミソリ	61.3%	3375	1	6	47
歯ブラシ（本）	97.5%	185	1		185
シャンプー（本）	96.3%	298	0.5		149
リンス・トリートメント（本）	77.5%	298	0.5		149
ボディシャンプー（本）	90.0%	245	1		245
歯磨き粉（本）	93.8%	138	0.5		69

カミソリ(個)	56.3%	「電気カミソリ」として計上			
化粧石鹸(個)	41.3%	—	—	—	—
化粧クリーム(個)	22.5%	—	—	—	—
化粧水(本)	42.5%	—	—	—	—
口紅(本)	5.0%	—	—	—	—
乳液(本)	23.8%	—	—	—	—
ファンデーション(個)	3.8%	—	—	—	—
小計					862

理美容品：女性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
ヘアドライヤー	97.2%	3900	1	6	54
歯ブラシ(本)	90.3%	198	1		198
カミソリ(個)	68.1%	200	1		200
シャンプー(本)	94.4%	348	0.5		174
リンス・トリートメント(本)	94.4%	348	0.5		174
ボディシャンプー(本)	86.1%	245	0.5		123
歯磨き粉(本)	94.4%	258	0.3		77
化粧クリーム(個)	77.8%	700	0.5		350
化粧水(本)	91.7%	880	0.5		440
口紅(本)	77.8%	1000	0.3		300
乳液(本)	81.9%	880	0.5		440
ファンデーション(個)	88.9%	1215	0.3		365
電気カミソリ	29.2%	「カミソリ」として計上			
化粧石鹸(個)	59.7%	—	—	—	—
小計					2895

**b) 理美容サービス：男性 3,500 円、女性 4,500 円**

理髪(美容)料としては、聞き取り調査により男性は月1回3,500円、女性は月1回4,500円とした。

**(11) 身の回り用品の算定：男性 285 円、女性 1,293 円**

身の回り用品については、男女別に集計した。

男性については、所持率が7割近い「旅行用スーツケース」は、聞き取り調査の結果、所持させることにしたが、所持率6割程度の「帽子」は、所持している人としていない人の差が大きく「最低限度の生活」に必要なとは言えないと判断して、計上しなかった。また、バッグ類については、何らかのバッグを一定数所持しているものとして、平均所持数から数量を減らした。

女性については、バッグ類やアクセサリー類など、いろいろな種類のものを多く持っていると判断し、平均所持数を計上した。

理美容品：男性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
傘	93.8%	700	2	2	58
旅行用スーツケース	66.3%	4980	1	5	83
ショルダーバッグ(男)	82.5%	1000	1	5	17
リュックサック・ディパック	72.5%	1000	1	5	17
財布	96.3%	1900	1	5	32
腕時計(男性用)※	82.5%	2000	2	10	33
ハンカチ	88.8%	108	5	1	45
雨がっぱ	48.8%	—	—	—	—
ハンドバッグ	38.8%	—	—	—	—
ショッピングバッグ	43.8%	—	—	—	—
指輪	12.5%	—	—	—	—
ネックレス	25.0%	—	—	—	—
イヤリング・ピアス	6.3%	—	—	—	—
帽子	60.0%	—	—	—	—
小計					285

理美容品：男性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
傘	95.8%	1000	2	2	83
旅行用スーツケース	83.3%	5000	1	5	83
ショルダーバッグ(女)	83.3%	3000	3	5	150
ハンドバッグ	83.3%	3000	3	5	150
ショッピングバッグ	77.8%	500	3	2	63
リュックサック・ディパック	75.0%	2000	2	5	67
財布	100.0%	3000	2	5	100
腕時計(女性用)※	80.6%	2000	2	10	33
ネックレス	77.8%	2000	4	10	67
帽子	77.8%	1000	3	1	250
ハンカチ	93.1%	280	9	1	210
イヤリング・ピアス	69.4%	1500	3	10	38
雨がっぱ	45.8%	—	—	—	—
指輪	36.1%	—	—	—	—
小計					1293

(12) その他の消費支出の算定：男性 15,016 円、女性 15,850 円

**a) 自由裁量費：6,000円**

自由裁量費（こづかい）については、これまでの算定では計上しなかったオーディオ関係や自動販売機などでのコーヒー代、有料アプリへの課金などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、持ち物財調査では保有率が分散していて7割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1人1日200円として月6,000円とした。

**b) 冠婚葬祭費：男性3,333円、女性4,167円**

生活実態調査では、冠婚葬祭の参加状況は「ほとんど参加している」が68.3%であった。また、昨年の参加回数は「2回」28.7%、「1回」25.1%、「0回」22.8%と続いた。

聞き取り調査の結果、年1回、大学生時代の友人の結婚式に参加し、お祝いとして30,000円を支出。2次会費用や衣装代などで男性10,000円、女性は着付け・セット代などを考え20,000円を支出すると考えた。結果として男性は年40,000円（月あたり3,333円）、女性は50,000円（月あたり4,167円）となった。

**c) お中元・お歳暮：0円**

生活実態調査では、「送らないことにしている」が73.7%と圧倒的に多く、送らないと判断した。

**d) プレゼント費用：2,500円**

見舞金やお年玉・クリスマスや誕生日等のプレゼント費用については、148人が回答し、平均42,764円であった。聞き取り調査の結果、プレゼント費用として年間30,000円（月あたり2,500円）を計上した。

**e) 忘年会等：833円**

忘年会や新年会、歓迎会について昨年の参加回数を調べたところ、「2回」28.7%、「1回」25.1%、「0回」22.8%であった。聞き取り調査の結果、忘・新年会、歓送迎会のうち年2回は出席し、居酒屋で1回5,000円支出することにした。月あたり833円である。

**f) その他会費：250円**

スポーツなどの趣味の年会費などを想定し、年間で3,000円（月あたり250円）を計上した。なお、自治会費については共益費に含まれるものとして算定している。

**g) 組合費：2,100円**

現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として月2,100円を想定（所得の1%を目安）し計上した。

**(13) 予備費の算定：男性17,400円、女性17,500円**

その他、予備費として、消費支出の1割を計上する。これは、個々人の多様性を考慮したものである。たとえば、エネルギー消費量は、同じ年齢層でも身長や体重によって違いが生じるし、消費支出の内容や

額も、心身の健康状態や障害の有無・程度により異なるからである。

(14) 総括

表4：山口県山口市在住 25 歳単身世帯（男女）の最低生計費試算の結果

	男	女
<b>消費支出</b>	<b>174,873</b>	<b>175,795</b>
<b>食費</b>	36,886	29,181
家での食卓	21,796	19,030
外食・昼食	8,000	3,200
外食・会食	6,000	6,000
廃棄分	1,090	951
<b>住居費</b>	33,000	33,000
家賃	30,000	30,000
共益費（自治会費含む）	3,000	3,000
<b>光熱・水道</b>	7,245	11,446
<b>家具・家事用品</b>	4,168	4,125
家事用耐久財	924	924
冷暖房機器	139	139
居間・寝室用家具	171	171
応接・書斎用家具	0	0
室内装飾品	203	203
寝具類	493	493
家事雑貨	716	733
家事用消耗品	1,522	1,462
<b>被服・履物</b>	6,654	5,852
被服・履物	6,371	5,544
洗濯代	283	308
<b>保健医療費</b>	1,091	2,345
保健医療費	1,091	2,345
<b>交通・通信</b>	40,417	40,417
交通費（ガソリン代）	8,000	8,000
駐車場代	3,000	3,000
交通用具	20,101	20,101
通信費	9,316	9,316
<b>教育</b>	0	0
<b>教養娯楽</b>	25,749	24,891
教養娯楽耐久財	2,465	2,465

	書籍	0	0
	教養娯楽用品	1,024	166
	日帰り行楽	4,000	4,000
	旅行	5,000	5,000
	余暇費用	8,000	8,000
	NHK受信料等	5,260	5,260
	理美容費	4,362	7,395
	理美容用品	862	2,895
	理美容サービス	3,500	4,500
	身の回り用品	285	1,293
	その他	15,016	15,850
	自由裁量費	6,000	6,000
	冠婚葬祭費	3,333	4,167
	お中元・お歳暮	0	0
	プレゼント費用	2,500	2,500
	忘年会等	833	833
	その他会費	250	250
	組合費	2,100	2,100
	<b>非消費支出</b>	<b>49,467</b>	<b>49,467</b>
	所得税	6,608	6,608
	住民税	8,933	8,933
	社会保険料	33,926	33,926
	<b>予備費</b>	<b>17,400</b>	<b>17,500</b>
最低生計費	税等抜き月額	192,273	193,295
	税等込み月額	241,740	242,762
	税等込み年額	2,900,880	2,913,144
	<b>必要最低賃金額（173.8 時間換算）</b>	<b>1,391</b>	<b>1,397</b>
	<b>必要最低賃金額（150 時間換算）</b>	<b>1,612</b>	<b>1,618</b>
	最低賃金額	802 円（2018）	

（注1）消費支出＝食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費＝消費支出×10%（100円未満切り捨て）、最低生計費（税抜き）＝消費支出＋予備費

（注2）2ページのモデル設定で触れているように、必ずしも正規労働者（正社員）であるとは限らないので、今回の試算では諸手当が支給されないケースでの試算をメインで行っている。しかし一般的には、正規労働者には「通勤手当」が支給されるケースが多い。したがって、交通費の算定において、仮に通勤手当が月8,000円支給されたたすると、そのぶん最低生計費は減額されることになる。また、同様に正規

労働者には「住宅手当」が支給されることも多い。家賃の半額の補助があったとすると、今回のケースでは 15,000 円が最低生計費から減額されることになる。これらの想定を踏まえた最低生計費（税等抜き）で男性＝月額 166,973 円、女性＝月額 167,995 円になる。ただし、これは正規における想定に過ぎない。実際には若者の約半数は非正規労働者であり、多くの非正規労働者は、社会保険に雇主負担がなかったり、企業による福利厚生が用意されていなかったりする。企業の保障から非正規がこぼれ落ちていることは大きな問題である。

（注 3）非消費支出には、「所得税」＝6,608 円、「住民税」＝8,933 円、「社会保険料（厚生年金＋協会けんぽ＋雇用保険）」＝33,926 円を含む。

（注 4）非消費支出の算出方法は、以下の通り。

### 1) 所得税

4 月分の給与を 200,000 円とすると、国税庁『平成 30 年 4 月以降分 源泉徴収税額表』より、**3,700 円**。これにボーナスに対する分（月額 2,908 円）を加算すると、**6,608 円**

### 2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与所得＝280 万円×70%－18 万円＝1,780,000 円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝1,780,000 円－（**407,120 円**＋33 万円）＝1,042,880 円

市民税（税率 6%）は、

1,042,880 円×6%＝62,572 円

県民税（同 4%）は、

1,042,880 円×4%＝41,715 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、62,572 円－1,500 円＝61,000 円

県民税は、41,715 円－1,000 円＝40,700 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500 円
県民税	2,000 円

したがって、住民税額（年額）は、61,000 円＋40,700 円＋3,500 円＋2,000 円＝107,200 円となり、1 か月当たりでは **8,933 円**となる。

### 3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 200,000 円では、18,300 円が本人負担分

② 協会けんぽ（山口県）保険料率=10.18%（うち労働者分=5.09%）

→標準報酬月額 200,000 円では、10,180 円が本人負担分

③ 雇用保険料率（失業給付分）=0.9%（うち労働者分=0.3%）

→月収を 200,000 円とすると、600 円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、18,300 円+10,180 円+600 円=29,080 円となり、  
×12ヶ月分=348,960 円となる。これにボーナス分 58,160 円を加えると **407,120 円**となる（月あたり  
**33,926 円**）。

### おわりに一試算の結果からみえるもの

今回の調査結果から得られたのは、これまで実施された他の地域における調査結果と同じく、「現行の最低賃金額はあまりにも低すぎる」「最低生計費は全国どこでもほぼ同水準である」という結論である。山口県山口市に住む 25 歳単身者の最低生計費（税・社会保険料込み）は、**男性=241,740 円、女性=242,762 円**であり、これらを中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間の所定内労働時間（法的に許される最長の所定内労働時間）で換算すると、男性=1,391 円/時間、女性=1,397 円/時間とそれぞれなる。現在の山口県の最低賃金額は 802 円/時間であり、今回の試算から得られた健康で文化的な暮らしを送るために必要な時給とは 600 円近い隔りがある。さらに、人間らしい生活と両立させるような労働時間=月 150 時間で換算すると、男性=1,612 円/時間、女性=1,618 円/時間となり、最低賃金との格差がますます大きく拡大する。

また、表 5 は これまでの最低生計費調査の結果を比較したものである。現状で最も高い静岡県静岡市の最低生計費のほぼ 9 割の範囲内に、今回の山口県山口市も含めて全国の最低生計費が収まっている。すなわち、最低生計費は、全国どこでも同水準にあると言ってよいだろう。「大都市では生計費が高く、地方都市では低い」という“常識”は見られない。ところが、最低賃金の格差はそれよりも大きくなっており、明らかに最低賃金法 9 条の趣旨に反している。そして、この格差は年々拡大していることにも問題がある。

さらに、山口市（2級地-1）における 25 歳単身者の生活保護基準は、102,240 円（内訳：生活扶助基準額=71,240 円+住宅扶助特別基準額 31,000 円）であり、医療扶助や勤労控除等を考慮したとしても、今回の調査結果から得られた消費支出 174,873 円（男性）と大きな隔りがある。

この結果をもとに、まずは「生活できる賃金」「安心できる社会保障」という大原則に立ち返り、最低賃金の水準や生活保護基準を引き上げていくことが、急務の課題であろう。今後も、子育て世代や高齢者などさまざまな世帯類型における最低生計費試算を行い、結果を公表していく予定である。

表5：最低生計費の格差と最低賃金の格差との比較

	1 か月分の生計 費(税等抜き)	静岡＝ 100とし たときの 最低生計 費の比較	2018 年度の最低賃 金額	東京都 (985 円) ＝100 と したとき の最低賃 金の比較
北海道札幌市	180,105	90.1	835	84.8
青森県青森市	178,789	89.4	762	77.4
秋田県秋田市	179,516	89.8	762	77.4
岩手県盛岡市	191,297	95.6	762	77.4
山形県山形市	182,917	91.5	763	77.5
宮城県仙台市	183,716	91.9	798	81.0
福島県福島市	184,652	92.3	772	78.4
埼玉県さいたま市	190,824	95.4	898	91.2
新潟県新潟市	194,718	97.4	803	81.5
静岡県静岡市	199,997	100	858	87.1
愛知県名古屋市	179,383	89.7	898	91.2
山口県山口市	192,273	96.1	802	81.4
福岡県福岡市	177,760	88.9	814	82.6

地域最低賃金2019年答申額

全国労働組合総連合調べ 2019年8月19日15:30

目安額	地方	現行	目安額	答申額	上乗額	引上率	答申日	発効日
28 円	A 東京	985	1,013	1,013	0	2.8%	8月5日	10月1日
	神奈川	983	1,011	1,011	0	2.8%	8月5日	10月1日
	大阪	936	964	964	0	3.0%	8月5日	10月1日
	愛知	898	926	926	0	3.1%	8月5日	10月1日
	埼玉	898	926	926	0	3.1%	8月5日	10月1日
	千葉	895	923	923	0	3.1%	8月5日	10月1日
27 円	B 京都	882	909	909	0	3.1%	8月5日	10月1日
	兵庫	871	898	899	1	3.2%	8月5日	10月1日
	静岡	858	885	885	0	3.1%	8月8日	10月4日
	三重	846	873	873	0	3.2%	8月5日	10月1日
	広島	844	871	871	0	3.2%	8月5日	10月1日
	滋賀	839	866	866	0	3.2%	8月7日	10月3日
	栃木	826	853	853	0	3.3%	8月5日	10月1日
	茨城	822	849	849	0	3.3%	8月5日	10月1日
	長野	821	848	848	0	3.3%	8月8日	10月4日
	富山	821	848	848	0	3.3%	8月5日	10月1日
山梨	810	837	837	0	3.3%	8月5日	10月1日	
26 円	C 北海道	835	861	861	0	3.1%	8月7日	10月3日
	岐阜	825	851	851	0	3.2%	8月5日	10月1日
	福岡	814	840	841	1	3.3%	8月5日	10月1日
	奈良	811	837	837	0	3.2%	8月9日	10月4日
	群馬	809	835	835	0	3.2%	8月9日	10月4日
	岡山	807	833	833	0	3.2%	8月6日	10月1日
	石川	806	832	832	0	3.2%	8月6日	10月1日
	福井	803	829	829	0	3.2%	8月8日	10月4日
	新潟	803	829	830	1	3.4%	8月9日	10月4日
	和歌山	803	829	830	1	3.4%	8月5日	10月1日
	山口	802	828	829	1	3.4%	8月9日	10月5日
	宮城	798	824	824	0	3.3%	8月5日	10月1日
	香川	792	818	818	0	3.3%	8月5日	10月1日
26 円	D 徳島	766	792	793	1	3.5%	8月5日	10月1日
	福島	772	798	798	0	3.4%	8月5日	10月1日
	島根	764	790	790	0	3.4%	8月1日	10月1日
	愛媛	764	790	790	0	3.4%	8月5日	10月1日
	山形	763	789	790	1	3.5%	8月5日	10月1日
	岩手	762	788	790	2	3.7%	8月8日	10月4日
	秋田	762	788	790	2	3.7%	8月7日	10月3日
	大分	762	788	790	2	3.7%	8月5日	10月1日
	熊本	762	788	790	2	3.7%	8月5日	10月1日
	青森	762	788	790	2	3.7%	8月8日	10月4日
	宮崎	762	788	790	2	3.7%	8月9日	10月5日
	長崎	762	788	790	2	3.7%	8月7日	10月3日
	佐賀	762	788	790	2	3.7%	8月6日	10月3日
	高知	762	788	790	2	3.7%	8月8日	10月4日
	沖縄	762	788	790	2	3.7%	8月6日	10月3日
鳥取	762	788	790	2	3.7%	8月9日	10月4日	
鹿児島	761	787	790	3	3.8%	8月7日	10月3日	
加重平均		874	901	901	0	3.1%	47	47

※ 網かけは上乗せ答申した地方